

品川区里親委託交流事業補助金交付要綱

制定 令和6年10月8日区長決定
要綱第340号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区児童相談所の所長（以下「児童相談所長」という。）が養育家庭、養子縁組里親およびファミリーホーム（以下「養育家庭等」という。）に委託をすることが適当と判断した児童（以下「委託候補児童」という。）と、当該委託候補児童を委託する候補として選定された養育家庭等（以下「候補家庭」という。）が委託前に行う交流に係る経費の一部を補助するため、品川区里親委託交流事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、もって里親委託交流事業の円滑な推進を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、委託候補児童と候補家庭とが交流する事業であって、次に掲げる事項に係るものとする。

- (1) 委託候補児童が措置されている施設等に候補家庭が訪問し、面会（引合せのための面会を除く。）を行うこと。
- (2) 委託候補児童と候補家庭が共に外出すること。
- (3) 委託候補児童が候補家庭の居宅に外泊をすること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、児童相談所長が必要と認める事項

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、補助事業を実施する候補家庭とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、引合せのための面会后、初めて面会交流を行った日から委託候補児童が候補家庭に委託措置された日の前日または交流中止となった日までの期間（以下「交流期間」という。）に実施した補助事業に要した次に掲げる費用とする。

- (1) 旅費
- (2) 需用費

(3) 人件費

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める費用

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、委託候補児童1人につき1日当たり5,300円とし、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第6条 この補助金の交付を受けようとする候補家庭(以下「申請者」という。)は、品川区里親委託交流事業補助金交付申請書(第1号様式。次条において「申請書」という。)その他区長が必要と認める書類を、別に定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付することを決定したときは品川区里親委託交流事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金を交付しないことを決定したときは品川区里親委託交流事業補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、交流期間が終了したときまたは補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)に係る会計年度が終了したときは、区長に対し、品川区里親委託交流事業実績報告書(第4号様式)および品川区里親委託交流事業実施報告書(第5号様式)その他区長が必要と認める書類(以下「実績報告書等」という。)を、別に定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 区長は、前条の規定による実績報告書等の提出を受けた場合において、当該実績報告書等の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、品川区里親委託交流事業補助金額確定通知書(第6号様式)により、交付決定者に通知する。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、前条に規定する補助金の額の確定があったときは、区長に対し、品川区里親交流委託事業補助金請求書（第7号様式）により補助金の支払を請求しなければならない。

（補助金の交付）

第11条 区長は、前条の規定による請求があった場合は、関係書類を審査し、適当と認めたときは、交付決定者に補助金を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第12条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容もしくはこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- (4) 故意に事故報告書に虚偽の記載をし、または記載すべき事項を記載しなかったとき。
- (5) 補助事業が当該年度に完了することができないと見込まれるときまたはその遂行が困難となったとき。

2 区長は、前項の規定による取り消しをしたときは、その内容を品川区里親委託交流事業補助金交付決定取消通知書（第8号様式。次条において「取消通知書」という。）により交付決定者に速やかに通知する。

（補助金の返還）

第13条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、取消通知書により期限を定めて、その返還を命ずる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年10月1日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

品川区長 へ

申請者 住所
氏名

品川区里親委託交流事業補助金交付申請書

品川区里親委託交流事業補助金について、品川区里親委託交流事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請額

金 円

2 申請額内訳

金額内訳				
(実施予定日数)	×	(単価)	=	(小計)
日	×	円	=	円

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長 印

品川区里親委託交流事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました品川区里親委託交流事業補助金について、品川区里親委託交流事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付決定額

金 円

2 補助条件

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長 印

品川区里親委託交流事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました品川区里親委託交流事業補助金について、品川区里親委託交流事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記の理由により交付しないことに決定しましたので通知します。

記

1 理由

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住所
氏名

品川区里親委託交流事業補助金実績報告書

年 月 日付第 号により交付決定を受けた品川区里親委託交流事業補助金に係る補助事業が完了したので、品川区里親委託交流事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助金精算額
金 円

2 精算額内訳

		金額内訳			
(実施日数)	×	(単価)	=	(小計)	
	日	×	円	=	円

3 添付書類 品川区里親委託交流事業実施報告書

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区里親委託交流経費補助金実施報告書

氏名

里親認定 登録番号				
交流児童	氏名		生年月日	年 月 日
委託前 入所施設名			養育家庭等措置日 (面会中止日)	年 月 日
交流期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	実施日数			日

※ 交流実施内容詳細は別紙のとおり

第 6 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 日

様

品川区長 印

品川区里親委託交流事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付第 号により交付決定した品川区里親委託交流事業補助金について、下記のとおり補助金の交付額を確定したので、品川区里親委託交流事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき通知します。

記

- 1 補助金交付決定額
金 円
- 2 補助金交付確定額
金 円

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

品川区長 へ

申請者 住所
氏名

品川区里親委託交流経費補助金交付請求書

年 月 日付第 号により交付額確定通知があった品川区里親委託交流事業補助金について、品川区里親委託交流事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 _____ 円

ただし品川区里親委託交流事業に要する

年度分の経費

(年 月 日から

年 月 日まで)

第8号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長 印

品川区里親委託交流経費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で申請のありました品川区里親委託交流経費補助金の申請について、下記のとおり決定したので品川区里親委託交流事業補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき通知します。

この取消しに係る部分について、既に交付されている補助金の返還を、品川区里親委託交流事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり命じます。

記

1 取消理由

2 既交付決定額

金 円

3 取消後交付決定額

金 円

4 既交付済額

金 円

5 返還交付額

金 円

6 返還期限

年 月 日